

新型インフルエンザ対策のための地方公共団体関係者 との実務者検討協議会（第1回）議事概要

1 日時 平成24年2月2日（木）14：00～17：25

2 場所 内閣府庁舎別館会議室

3 出席者

内閣官房 田河新型インフルエンザ等対策室長（内閣審議官）、
諸岡内閣参事官、杉本内閣参事官、一瀬企画官

厚生労働省 健康局結核感染症課神ノ田新型インフルエンザ推進室長

都道府県 栃木県、東京都、兵庫県の部課長等

市町村 福島県郡山市、静岡県裾野市、三重県鳥羽市、新潟県聖籠町、
奈良県斑鳩町、山口県和木町の部課長等

4 議事

（1）内閣官房新型インフルエンザ等対策室及び厚生労働省からの資料説明

（2）意見交換

5 意見交換等の概要

（1）冒頭、田河室長から「内閣官房においては昨年11月に法制のための論点整理をまとめ、広く関係者の意見を伺い、これらの意見を踏まえ、1月17日に関係省庁局長級会議で「たたき台」を取りまとめ、公表した。「たたき台」を土台に関係者の意見を伺い、引き続き検討を進め、この通常国会に法案として提出したい。対策の実効性を確保するためには、対策の重要な事務を担う地方公共団体の実務者との意見交換は不可欠。法案検討に活かすべく忌憚のないご指摘・ご意見を頂きたい」旨を挨拶。

（2）新型インフルエンザ等対策室から「たたき台」について説明し、厚生労働省から同省新型インフルエンザ対策専門家意見書について説明し、意見交換を行った。主な意見等は次のとおり。

(対策の全体の枠組、国・地方公共団体の役割分担など)

- 新法を考える上では、法律の適用対象となる時期が明確にされるべき。
- 地方公共団体の対策本部の設置・廃止のタイミングが明確にされるべき。
- 国の基本の方針に反する地方公共団体はないが、協議や調整は労力を要する。協議の意義、協議が不調となったときの対応なども考慮に入れて、行動計画の作成手続について考えるべき。
- 新型インフルエンザ(A/H1N1)の流行の際には、保健所設置市の保健所長が県の対策本部の構成員となり、市の対策に関与できなかった。都道府県対策本部員の構成については検討が必要。
- 都道府県対策本部の本部員は基本的に都道府県職員であり、必要に応じ、外部からも招くことは可能である。また、保健所設置市における保健所長による市の対策への関与は重要な任務である旨、事務局から発言があった。
- 新型インフルエンザ(A/H1N1)の流行の際には、ワクチンの配分などについて都道府県が担った機能に十分ではない点があった。住民への身近な支援は市町村を基本とすべきではないか。

(予防接種関連)

- 先行的な予防接種は、医療従事者の他は指定公共機関に限定されるのではないかとのイメージを持っていた。
- 災害対策基本法と似たような指定(地方)公共機関を指定するほか、社会機能としては重要であるが、指定公共機関としては位置付けられない事業者も非常に多数存在し、先行的な予防接種の対象者については、あらかじめ登録を受けること、また、国が全体的な方針を示しながら実施していくことを想定している旨、事務局から発言があった。
- 先行的な予防接種の実施範囲について明確化することが必要。新型インフルエンザ(A/H1N1)の流行の際には、医療従事者の範囲が不明確であった。先行接種を受けた者は新型インフルエンザ対策に従事するよう明

確にリンクさせることも検討すべきではないか。

- 医療従事者や社会機能維持事業者を対象とする先行接種の重要性を国民に理解してもらうことが重要。
- 新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行の際には、接種会場で小競り合いもあった。新法では、先行接種実施に際してのパニックを制御することも考えるべき。
- 都道府県が先行接種を担うべきとの議論もさることながら、関係する者がそれぞれ最大限の協力をすることが不可欠。
- 先行接種の健康被害救済を居住市町村で対応するとのイメージがつかみにくい。

（緊急事態措置等）

- 緊急事態において集会等の制限を行う場合、補償を求められるのではないかな。
- 一般災害等でも、結果としてイベント等ができなくなる場合はあり得る、補償にはなじまないように考えられるが、政策金融は必要ではないかと考えている旨、事務局から発言があった。
- 医療従事者に要請等を行う場合、補償はどう考えるべきか。まん延期以後は、どこで感染したのか判断がつかず困難があるのではないかな。また、何らかの要請・指示を受ける医療従事者以外の事業者とのバランスはどのように考えるべきか。
- 集会等の事業者の場合は、感染を広げる行為をやめていただくお願いをすることとなるが、医療従事者の場合は危険に接近してもらう、患者に接するというリスクが高い業務をお願いすることとなり、両者には違いがあることについて事務局から発言があった。
- 病原性の程度が高い新型インフルエンザのまん延期に、障害者等社会的弱者の在宅療養支援を行うことも考えられるが、現実問題としてどうすべきか。病原性の程度が高いものであれば行政機能も低下し、地縁的団体などに依頼することも難しい可能性がある。

- 社会的弱者である患者の方々について、入院対応や配食等の在宅サービス等を継続的に受けられるよう、ワクチン接種も含め、仕組みを考える必要があるのではないかと事務局から発言があった。
- 疫学的なリンクは追跡できるが、入院者が増えて、感染症病床で収容できなくなる場合に備え、平時からの協力体制を構築できるよう措置が必要ではないか。

(3) その他

検討協議会として議事概要を作成すること、配布資料については公表することが了承。

(以上)